

令和3年生駒市教育委員会

第11回定例会 議案

令和3年11月25日

生駒市教育委員会

令和3年生駒市教育委員会(第11回)定例会議案目録

議案番号	議 案 名	項
報告第19号	教職員人事異動方針について	1
議案第33号	令和3年生駒市議会第5回(11月)臨時会提出議案の意見について	6
議案第34号	令和3年生駒市議会第6回(12月)定例会提出議案の意見について	8
議案第29号	生駒市立幼稚園の再編に係る方向性の決定について	15
議案第30号	生駒市立小・中学校の再編等に係る方向性の決定について	23

報告第19号

教職員人事異動方針について

生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生
駒市教育委員会規則第6号）第6条第5号の規定により、別紙のとおり報告する。

令和3年11月25日提出

生駒市教育委員会

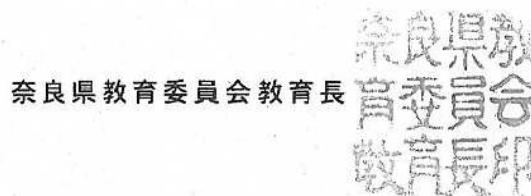
教育長 原 井 葉 子



教職第428号

令和3年11月17日

各市町村教育委員会教育長 殿



教職員人事異動方針について

奈良県教育委員会では、本県教育の一層の充実を目指すため、別紙のとおり平成27年11月10日付で、教職員人事異動方針を定めています。令和4年4月向け人事異動についても、同方針に沿って実施します。



教職員人事異動方針

平成27年11月10日
奈良県教育委員会

教職員人事異動方針を下記のとおり定める。

記

1 基本方針

教育に対する県民の期待と要望に応え、学校教育の一層の進展を期するため人事行政の秩序を保ち公正にして適切な人事異動を行う。

- (1) 各学校の教職員組織の充実と均衡を図るため、全県的な見地に立って、適材を適所に配置する。
- (2) 教職員の経験を豊かにし、気風の刷新を図るため、同一校長期勤務者の解消に努める。
- (3) 若手教職員の人材育成の観点から、多様な経験を積ませるために、積極的な人事異動に努める。
- (4) 児童・生徒の指導の充実強化を目指し教員の特性、経験を生かす異動に努める。

2 実施要領

人事異動に当たっては、所期の目的を達成するため、市町村教育委員会及び学校長との連絡協議を密にし、次のとおり行うものとする。

なお、特に、べき地教育、人権教育、特別支援教育並びに定時制・通信制教育の一層の振興を図るため、教職員組織の充実に努める。

(1) 任用

- ① 校長・教頭については、年齢、経歴にとらわれることなく校種、地域の実情、本人の特性等を考慮の上、原則として校長・教頭候補者名簿に登載された者の中から任用する。
- ② 小・中学校長の任用に際しては、県内全域を対象として適材を適所に配置する。
- ③ 教職員の新規採用者の配置については、採用候補者名簿に登載された者の資格、特性等を考慮の上で行う。

(2) 転任

- ① 小学校、中学校における市町村間・校種間の交流を積極的に進めるとともに、高等学校における地域・学科及び課程相互間、特別支援学校とその他の学校間、並びに教育委員会事務局と学校間等の交流を図る。
- ② 年齢・性別・教科・勤務年数等を考慮し、適材を適所に配置する。
- ③ 同一校に10年以上勤務する者については、地域や学校の実情を考慮しながら、原則として異動を行うこととする。なお、同一校10年未満勤務の者についても、長期的観点から段階的な異動に努める。
- ④ 新規採用後、初回の異動については、多様な経験を積ませるために、地域や学校の実情を考慮の上、早期の段階で行うこととする。小・中学校においては、県内全域の他市町村への異動を基本とする。

附則

- 1 この方針は、平成28年4月1日人事異動から適用する。



教職第429号
令和3年11月17日

各市町村教育委員会教育長 殿

奈良県教育委員会教育長
奈良県教育委員会
教育長印

令和4年4月教職員人事異動の重点について

本県教育の一層の充実を目指すため、教職員人事異動方針（平成27年11月10日策定）を踏まえ、別紙のとおり、令和4年4月小・中学校教職員人事異動の重点項目を定め、人事異動を行うこととしたので、通知します。



令和4年4月小・中学校教職員人事異動の重点項目

1 管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員の積極的な登用を進める。

(教職員人事異動方針2 (1)①、(2)②)

【趣旨】 中央研修や大学院研修、人事交流等の機会を通じ、次代を担う人材（ミドルリーダー）の育成に努めるとともに、魅力と活力ある学校づくりを進めるため、管理職及び県教育委員会事務局指導主事等への若手教員の積極的な登用を推進する。

2 女性管理職の積極的な登用を進める。

(教職員人事異動方針2 (1)①)

【趣旨】 本県の女性管理職が全管理職に占める割合は、全国的に低位な状況にある。女性教員の活躍する場と機会の充実を図ることにより、次代を担う女性教員の育成に努めるとともに、管理職への積極的な登用を推進する。

3 新規採用後に配置された学校での勤務が4年以上となる者については、地域や学校の実情を考慮の上、全県的な見地に立って、県内全域の他市町村への異動を行う。その他の市町村間交流についても、積極的に異動を進め人材交流を活発化させる。

(教職員人事異動方針2 (2)③④)

【趣旨】 採用後4年以上の者については、6、7年までの間に、市町村を越えて配置することにより、多様な経験を積ませ、ものの見方や考え方を広げ、実践的な指導力を向上させる。さらに、それ以外の他市町村間異動についても、学校の状況によっては初回の異動者の動きと組合わせて異動を進め、県内各市町村間の人事交流を活発化させる。

4 人材育成を目的とした特別支援学校及び国公立学校との交流、並びに小中一貫教育及び特別支援教育・通級指導の充実を目的とした小・中学校間の交流を積極的に進める。

(教職員人事異動方針2 (2)①)

【趣旨】 小・中学校と県立特別支援学校間での相互交流は、短期(1年)から基本の3年間の期間において、お互いのノウハウを学び生かせるような人材を増やす。また、高度な研究を生かした指導を学ぶための国公立学校との交流や小中一貫で9年間を見通した学習指導・生徒指導等を進めるための小・中学校間の交流、特別支援教育・通級指導の充実を目指した小・中学校間の交流を推進する。

議案第33号

令和3年生駒市議会第5回（11月）臨時会提出議案の意見について

令和3年生駒市議会第5回（11月）臨時会提出議案の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和3年11月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 原井葉子

【提出議案】

- ・令和3年度生駒市一般会計補正予算（第10回）

歳入歳出補正予算事項別明細書

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節			説明
				区分	分	金額	
2 民生費国庫補助金	640,873	915,695	1,556,568	2 児童福祉費補助金		915,695	子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 903,100 子育て世帯への臨時特別給付金給付事業費補助金 12,595
計	2,147,211	915,695	3,062,906				

歳出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源			内訳	説明
				国庫支出金	地方債	その他の一般財源		
1 児童福祉総務費	3,084,350	915,695	4,000,045	915,695 (国補)	915,695		1 賃酬	1,633 ペートタイム会計年度任用職員
							4 共済費	263 社会保険料等
							8 旅費	98 費用弁償
							10 需用費	234 消耗品費 印刷製本費
							11 役務費	2,473 通信運搬費 手数料
							12 委託料	7,894 子育て特別給付金システム等委託料
							18 負担金補助及び交付金	903,100 子育て特別給付金
計	7,128,298	915,695	8,043,993	915,695				

議案第34号

令和3年生駒市議会第6回（12月）定例会提出議案の意見について

令和3年生駒市議会第6回（12月）定例会提出議案の意見について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定により、教育委員会の意見を求める。

令和3年11月25日提出

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

【提出議案】

- ・令和3年度生駒市一般会計補正予算（第11回）
- ・生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について

第 2 表 繰 越 明 許 費 補 正

追加

[単位 千円]

款	項	事 業 名	金 額
土 木 費	都 市 計 画 費	まちづくり推進事業	7, 921
教 育 費	小 学 校 費	小学校施設管理事業	3, 630
		小学校施設整備事業	6, 430
	中 学 校 費	中学校施設管理事業	1, 650

第 4 表 地 方 債 補 正

1 追加

[単位 千円]

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	債 還 の 方 法
小学校施設整備事業	2, 100	証券借入又は証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる場合について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、若しくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

歳 入 歳 出 正 捕 算 算 事 項 別 明 細 書

(款) 15 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	分	
3 教育費国庫負担金	95,488	4,330	99,818	2 小学校費負担金		4,330 災害復旧費国庫負担金

(款) 15 国庫支出金

(項) 2 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	分	
2 民生費国庫補助金	640,873	△ 3,197	637,676	2 児童福祉費補助金		2,662 子ども・子育て支援事業費補助金

計	1,005,278	2,500	1,007,778	
---	-----------	-------	-----------	--

(款) 22 市債

(項) 1 市債

目	補正前の額	補正額	計	節			説明
				区	分	金額	
5 教育債	44,200	2,100	46,300	2 小学校債		2,100	小学校法面復旧事業債

[単位 千円]

歳 出

(款) 3 民生費

(項) 2 児童福祉費

目	補正前の額	補 正 領	計	補 正 領 の 財 源				内 記	節	金額	明	
				特	国県支出金	定	地 方 借	そ の 他				
1 児童福祉総務費	3,084,350	11,382	3,095,732	2,662 (国補)	2,662				8,720	12 委託料	2,662	児童手当システム等委託料
4 母子父子福祉費	424,967	3,305	428,272						22 債還金利子及 び割引料	15,380	過年度償還金	

(項) 1 教育総務費

目	補正前の額	補 正 領	計	補 正 領 の 財 源				内 記	節	金額	明	
				特	国県支出金	定	地 方 借	そ の 他				
1 教育委員会費	369,082	△ 1,200	367,882						△1,200	12 委託料	△ 1,200	情報システム維持管理委託料
計	396,020	△ 1,200	394,820						△1,200			

(款) 8 教育費

目	補正前の額	補 正 領	計	補 正 領 の 財 源				内 記	節	金額	明	
				特	国県支出金	定	地 方 借	そ の 他				
1 学校管理費	275,191	2,947	278,138						2,947	7 報費	△ 90	謝礼
3 小学校施設整備費	17,700	6,430	24,130	4,330	2,100				12 委託料	3,630	清掃等委託料	
									13 倒用料及び賃借料	△ 593	施設使用料	
									14 工事請負費	6,430	学校施設整備工事	

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内訳	区 分	金 額	説 明
				特	定 地 方 借	そ の 他				
				国県支出金 (国負)	4,330					
計	374,649	9,377	384,026	4,330	2,100		2,947			

(款) 8 教育費
(項) 3 中学校費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源			内訳	区 分	金 額	説 明
				特	定 地 方 借	そ の 他				
1 学校管理費	184,163	△ 1,747	182,416					△1,747	10 需用費	△ 3,397 光熱水費
計	261,809	△ 1,747	260,062					△1,747	12 委託料	1,650 清掃等委託料

写

議案第 80 号

生駒市生涯学習施設の指定管理者の指定について

下記のとおり地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定による指定管理者の指定を行うことについて、同項の規定により、議会の議決を求める。

記

1 指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称

やまびこホール

2 指定管理者となる団体の名称及び主たる事務所の所在地

やまびこホール管理組合

生駒市藤尾町300番地

3 指定の期間

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

令和3年12月2日提出

生駒市長 小 紫 雅 史

議案第29号

生駒市立幼稚園の再編に係る方向性の決定について

生駒市立幼稚園の再編に係る方向性の決定について、生駒市教育委員会教育長
に対する事務委任等に関する規則(昭和60年4月生駒市教育委員会規則第6号)
第2条第1号の規定により、別紙のとおり提出する。

令和3年11月25日

生駒市教育委員会

教育長 原 井 葉 子

生駒市立幼稚園の再編に係る方向性について(案)

I これまでの経緯

1 「今後の生駒市立幼稚園のあり方について（令和2年2月）」の概要

(1) 現状と課題

公立幼稚園の園児は、近年減少が続き、特に近隣に私立幼稚園や保育所が存在する園（なばた・俵口・あすか野・桜ヶ丘・壱分）では、過去5年間で大幅に減少。少人数集団での子どもの育ちや多様化する保育ニーズ等の課題に対応するために、幼稚園の存続や子ども園化については、園児数の推移や地域のニーズを踏まえた取組を進める必要がある。

(2) これまでの取組、今後の公立幼稚園の役割

本市の幼稚園では、通園バスの運行や3年保育の実施、預かり保育や長期休業中の長時間預かり保育を行うなど、保育機能の付加・拡充に努めてきた。また、未就園児の集いや園庭開放を通して、保護者や地域との連携・協働にも力を入れるとともに、全園で小学校への接続に対する取り組みを進めている。

(3) 公立幼稚園の評価項目と考え方

園児数が年々減少し、今後も減少傾向は続くものと考えられることから、今後のニーズを踏まえた公立幼稚園の適正な施設配置と運営について、評価項目を挙げ、検討することとした。

(4) 評価を踏まえた公立幼稚園の施設規模適正化の方向性

「望ましい」幼稚園規模評価及び子ども園化評価等の結果から、とりわけ園児数の推移が著しく減少する見込みであるなばた幼稚園、俵口幼稚園は、壱分幼稚園、生駒台幼稚園と、それぞれ統合したうえで多様化する保護者ニーズに応えることができる子ども園化が望ましいと考える。

(5) その他の方策等

今後予想される園児数の減少により、生駒市として、地域との連携・協働に向けた基盤を整え、就学前教育・保育に生かしていかなければならない。そのためには、地域全体で地域の子どもを守り、育て、教育的な配慮をもって地域が関わることが重要である。

また、多様な保護者ニーズに対応するため、預かり保育を拡充していく必要がある。

(6) 今後の進め方

公立幼稚園の規模適正化の検討に当たっては、園児の心情や保護者、地域住民の思い等を十分に聞き取り、統合や子ども園化による保護者の負担軽減に努めるとともに、保幼小接続や地域等の連携・協働等についても情報を共有するなど、丁寧な対応を希望する。

2 「生駒市立幼稚園のあり方に関する基本的な考え方（令和2年10月）」の概要

令和2年2月に生駒市学校教育のあり方検討委員会でまとめられた「今後の生駒市立幼稚園のあり方について」の内容を踏まえ、令和2年10月に教育委員会が策定した「生駒市立幼稚園のあり方に関する基本的な考え方」では、以下のような内容を整理・公表している。

(1) 現状

市立幼稚園の園児数は、近年減少が続く一方、保育所等の入所希望者は年々増加し、待機児童が発生している状態である。その要因として、就学前児童数の減少と保育者ニーズが保育所等へと移行していることが考えられる。

また、本市では、「生駒市公共施設等総合管理計画」「生駒市公共施設マネジメント推進計画」を定め、令和4年度末までに24.5%の公共施設の延床面積の削減目標を掲げている。

さらに、本市の財政状況として、「生駒市行政改革大綱」において、今後5年間で10億円以上の経常経費の削減を掲げている。

(2) 市立幼稚園の役割・これまでの取組

「生駒市立幼稚園・保育所・こども園 教育・保育統一カリキュラム」を作成し、市全体の幼児教育の向上やセーフティネットとなる役割を担っている。さらに、全市的な取組として、公私立の幼稚園や保育所等、小学校とともに保幼小接続事業を進めている。

(3) 望ましい規模や運営体制に関する評価結果

八つの評価項目に基づき行われた評価の結果で、俵口幼稚園、なばた幼稚園、壱分幼稚園は検討が必要と答申されたことを重く受け止め、意見交換を重ねて方向性を決定する。

(4) 望ましい規模を確保し、幼稚園に関する課題に対応するための具体的な方策

① 認定こども園化

(3)の評価の結果、一部の幼稚園は存続しつつ、なばた幼稚園・俵口幼稚園は壱分幼稚園・生駒台幼稚園への統合により、認定こども園化が望ましいとの答申されたことを重く受け止め、園、保護者、地域と意見交換を重ねて決定する。

② 民間活用について

認定こども園化を進めるにあたり、民間による運営、公私連携認定こども園も選択肢のひとつとして検討を行う。

③ 再編により考えられる効果

幼稚園を再編することにより、望ましい集団規模が確保でき、子どもどうしのふれあいの多様性、保護者支援の充実、地域の子育て支援の拡充につながる。また、こども園化により保護者の保育ニーズに対応できる。

(5) 具体的な方策を実施する際に留意すべきこと

- ① 通園が園児にとって過剰な負担にならないよう、また安全に通園できるよう配慮し、通園バスの運行区域の拡大や送迎のための駐車スペースを確保する。
- ② 再編の時期については、在籍園児を考慮し柔軟に対応し、安心して過ごせるよう環境を整え、保護者に対しても丁寧に対応する。
- ③ 園と地域のつながりが継続させるよう努める。
- ④ 再編による園跡地及び施設の利活用については、市長部局との連携のもと、地域と協議した上で、市として総合的に検討する。(こども園化の検討も含む)
- ⑤ 特別な配慮を要する園児に対して必要な対策を講じる。

3 地域協議会からの意見書

1、2において、幼稚園再編の対象とされた、なばた幼稚園、壱分幼稚園、俵口幼稚園、及び俵口幼稚園との再編の可能性がある生駒台幼稚園のそれぞれに設置した地域協議会では、「生駒市立幼稚園の方に関する基本的な考え方」をベースとして、活発な議論が行われ、主に以下の内容の意見書が提出された。

(1) 生駒台幼稚園(計4回会合:8月6日提出)

当協議会としては、生駒台幼稚園と俵口幼稚園の再編を決定する際には、俵口幼稚園の地域協議会からの意見をできる限り尊重していただきたいと考える。

その上で、生駒台幼稚園と俵口幼稚園を統合して、生駒台幼稚園をこども園とし、その際には、「協議会としての意見」を取り入れて進められたい。

(2) 壱分幼稚園(計 4 回会合:8月11日提出)

当協議会及び地域住民としては、市教育委員会の「基本的な考え方」をベースにして、現在、生駒市の行政課題となっている少子化に伴う就学前児童の減少、および保育ニーズへの需要の転換、これに伴う待機児童対策を考えると、なばた幼稚園と壱分幼稚園を統合して、一日も早く壱分幼稚園のこども園化を実現することを希望する。

また、時間がかかるのであれば再編を待たずに壱分幼稚園単独でのこども園化を進めることを求める。

(3) なばた幼稚園(計 5 回会合:8月13日提出)

当協議会の総意として、原案に反対する。保護者・地域の代表としてなばた幼稚園の存続、または、なばた幼稚園でのこども園化を求める。

(4) 傑口幼稚園(計6回会合:8月19日提出)

当協議会としては、傑口幼稚園の存続を求める。しかしながら、将来的に少子化や就労家庭の増加から地域の保育ニーズに対応する必要があれば、傑口幼稚園のこども園化についても具体的に検討されたい。

II 再編に係る今後の方向性について

前述の1~3の検討結果も踏まえ、教育委員会では、昨今の急激な社会情勢の変化による今後の就学前教育・保育への保護者ニーズや待機児童数の見込み、各園だけではなく市全体の就学前教育・保育のあり方、園と地域との関係や園を拠点とした地域づくりの視点も意識しつつ、また、何よりも子どもの健全な成長を最優先に据え、今後の園運営や体制の在り方について議論を重ねてきた。

その結果として、市立幼稚園の再編に係る今後の方向性として以下のとおり整理する。

(1) 壱分幼稚園

壹分幼稚園の地域は、地元からも速やかなこども園化の要望が高まっており、こども園化を行うに当たり、いくつかの留意事項はあるものの、特に大きな課題も見受けられないことから、保護者のニーズに応え、子どもたちにより良い教育環境を整備するため、今後、単独でのこども園化と、保護者・地域との協働、より良い教育活動の検討を進めていくこととする。

(2) 生駒台幼稚園

生駒台幼稚園は、幼稚園教育のニーズが比較的高い園区であること、こども園化するためには、駐車場の整備、増加する園児数に対応できる保育スペースの確保等が大きな課題として残ること、傑口幼稚園の地域協議会からの意見をできる限り尊重してほしいとの意向があること等にかんがみ、当面は引き続き公立幼稚園として継続する。

今後、傑口幼稚園をはじめとする、市内や周辺地域の就学前教育・保育のニーズや児童数の変化等も注視し、前述した課題への対応を検討しながら、こども園化を見据えた検討を進めていくこととする。

(3) なばた幼稚園、傑口幼稚園

先に述べたとおり、「生駒市学校教育のあり方検討委員会」からの答申において、園児数が減少することによる課題が指摘され、また、評価項目に基づく評価分析を行った結果、なばた幼稚園は壹分幼稚園と、傑口幼稚園は生駒台幼稚園と統合し、こども園とすることが望ましいと示されている。

教育委員会においてもこの答申を重く受け止めたうえで、令和2年11月には市民説明会、12月には意見交換会を開催したほか、コロナ禍の機会を捉えて、当該4園区で協議会を設置し、幼稚園、保護者、地域の関係者などと、それぞれ5回前後の意見交換を丁寧に重ねてきた。

その結果、なばた幼稚園と俵口幼稚園の地域協議会での意見聴取や提出された意見書では、

- ・保護者や地域の幼稚園教育への思いが未だ高いこと
 - ・地域住民の方々に「地域の子どもと一緒に見守り、育てていこう」という強い意識があること
 - ・幼稚園が園児と地域社会との接点となり、地域社会の活性化に繋がっていること
- など、幼稚園存続の意義や意向が強く示された。

また、答申において「『1学年2クラス以上、1園6クラス以上が望ましい』『1学級当たり20-30人が特に望ましい』とされているが、その境界人数19、20人で全く反対の評価をすることには疑問符がつく」との意見も出されている。

「生駒市学校教育のあり方検討委員会」の答申、「生駒市立幼稚園のあり方に関する基本的な考え方」に加え、地域協議会におけるこのような意見を勘案した結果、公立幼稚園の運営や幼稚園を中心とした地域活性化の取組を、市教育委員会や園、地域や保護者等の関係者との協働により、さらに具体的に進めていくことを関係者間で共有したうえで、俵口幼稚園、なばた幼稚園を当面存続する。

園児数が減少傾向にある園の存続にあたっては、預かり保育の拡充などの就学前教育・保育ニーズへの対応や幼稚園現場での工夫はもとより、地域や保護者の方々の支援や協力が不可欠であり、また、子育て世帯の増加を含めた地域の活性化なしには持続可能な園の運営・体制を確保し続けることはできないことから、関係者が協力し、意見書で示された「地域で子どもを育てる」取組をより進め、それを地域の活性化につなげていく必要がある。

同時に、小規模な幼稚園にはメリットもあるとの意見もあるが、望ましい規模とされる「21-30人」を大きく下回る規模となった時はデメリットがメリットを超え、子どもたちの成長にとって適切ではないと判断せざるを得ない。就学前教育の場では、適切な規模の集団をつくり、子どもたちへ多様な選択肢を提供することによって、子どもたちの成長(集団性・協同性の育ち)を促し、活動を広げ、生活・遊びの流れを作ることができると考えられるからである。第2次生駒市教育大綱の子育て・就学前教育の基本方針では、「遊び」を「学び」につなぐ就学前教育の充実を掲げ、「遊び」を通して主体的・対話的で深い「学び」の実現に取組んでいる。文部科学省が公式に発表している研究成果※1においても一定の集団規模の必要性が述べられている。併せて、答申内容も鑑み考察した結果、集団性・協同性の育ち等のために、1つの学年の園児数が10人以下、もしくは、全学年で学年当たりの園児数が15人以下となった時、子どもの成長を最優先に考え、当該園の再編に向けた対応を進めていくこととする。

※1 望ましい学級規模について、文部科学省のウェブサイトで公開されている社団法人全国幼児教育研究協会の「幼児集団の形成過程と協同性の育ちに関する研究」の考察では、一人一人の幼児への個別の対応が求められる「個に応じた援助」を行い集団の形成過程を大切にし、「協同性の育ち」を培うためには、1学級に、3歳児でも20人前後、4,5歳児では21人以上30人くらいの集団が適切だと考えられる、とされている。

III 今後の具体的な取組について

- 「生駒市立幼稚園のあり方に関する基本的な考え方」では、認定こども園化をすすめるにあたっては、民間による運営も選択肢のひとつとして検討を行うことから、壱分幼稚園のこども園化については、民間による運営も視野に入れて検討を行ってきた。

生駒市では、公立の幼稚園、保育園が、保幼小の接続や地域との連携、支援が必要な園児への対応、実践研究の推進等において、就学前教育保育を牽引してきた経緯があり、公立園の果たす意義や役割は大きいと考えられる。一方で、私立園では、保護者ニーズに応えた様々なプログラムやサービスへの取組が多く支持を得ている。

したがって、今後、市内の保育園、幼稚園、こども園については、公立、私立それぞれの良さを活かし、相互の研修や交流などを深めてさらに、よりよい園運営やプログラムの創造を市全体として進めていくことが重要である。

具体的には、民間活力を積極的に活かし、子どもの成長に必要であり、保護者ニーズにも対応した独自のプログラムやサービスを有する私立園を配置しつつ、市内の公立園が、地域との協働、支援が必要な児童への対応のほか、公私各園の連携を促し、先進的な園運営や魅力的なプログラムを各園横断的に実施するための主導的役割を果たすことが必要である。

また、少人数化が進む各園において、子どもたちが必要な知識や経験を積むためには、異年齢交流など、園での創意工夫に加え、地域住民がもつ専門性や知見を提供いただきながら魅力的なプログラムを創造することが不可欠である。同時に、園を拠点とした地域活性化の取組を進め、園と保護者、地域、市教育委員会、市長部局がそれぞれの役割を担いながら、子育て世代に選択してもらえる地域づくりに連携して取り組んでいく必要がある。

以上のような基本的な考え方を踏まえ、各園について、以下のように今後の対応・検討を進めていく。

- 壱分幼稚園のこども園化に向けては、運営主体について、地域の意見も聞きながら、教育委員会で検討を進める。また、特色ある教育活動の創造や実施について、保護者や地域の皆様から今まで以上のご支援・ご協力も得ながら具現化していく。

- 生駒台幼稚園の子ども園化については、前述の通り、残された課題への対応、地域とのさらなる連携の強化などについて、継続して検討を行う。
- なばた幼稚園、俵口幼稚園においては、園と保護者、地域コミュニティが連携し、子どもの成長につながり、保護者のニーズにも応える魅力的なプログラムの具現化を進める。同時に、園を活用した地域活性化を進めるモデル事業に取り組む。そのために、担当職員を配置し、学校運営協議会のような保護者や地域の方々と協議する場を創出する。そのうえで、モデル事業を他の市立幼稚園と共有し、全ての園で地域と一体となった特色ある園づくりに取り組んでいく。

議案第30号

生駒市立小・中学校の再編等に係る方向性の決定について

生駒市立小・中学校の再編等に係る方向性の決定について、生駒市教育委員会
教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和60年4月生駒市教育委員会規則
第6号）第2条第1号の規定により、別紙のとおり提出する。

令和3年11月25日

生駒市教育委員会

教育長 原井葉子

生駒市立小・中学校の再編等に係る方向性について（案）

I これまでの経緯

1 「今後の生駒市立小・中学校のあり方について（令和2年2月）」の概要

(1) 小中一貫校の成果と課題

平成28年度から生駒北小中学校で実施している施設一体型小中一貫教育について、成果と課題を検証。その検証結果等を踏まえ、生駒市としては、小中一貫教育を推進していくべきであると考える。

(2) 市内公立小・中学校の現状と課題

本市における児童生徒数と学級数の減少傾向は今後も続くものと予測され、学校の小規模化に伴う様々な課題が生じることが懸念される。特に北地区および南地区の学校において小規模化が進んでいる。

(3) 小規模校・大規模校のメリット・デメリットと規模適正化の基本的考え方

小規模校、大規模校それぞれについて、メリット・デメリットを整理し、国が示す望ましい学校規模（学級数）を基に検討した結果、下限数について、小学校は12～24学級、中学校は9～18学級とした。

(4) 南中学校・大瀬中学校区における学校規模適正化の方向性

委員会で検討を行った結果、将来的な「望ましい規模」の確保のために、生駒南小学校（14学級424人）と生駒南第二小学校（8学級211人）を統合することが有効な手法の一つであると考える。

2 「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」の概要

令和2年2月に生駒市学校教育のあり方検討委員会でまとめられた「今後の生駒市立小・中学校のあり方について」の内容を踏まえ、令和2年10月に教育委員会が策定した「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」では、以下の内容を整理・公表している。

(1) 本市の小中学校の現状と課題

生駒市の児童生徒数は、この数年は約10,000人の横ばいで推移し、特に北・南地区で小規模化が進んでいる。

また、本市では、「生駒市公共施設等総合管理計画」「生駒市公共施設マネジメント推進計画」を定め、令和41年度末までに24.5%の公共施設の延床面積の削減目標を掲げている。

さらに、本市の財政状況として、「生駒市行政改革大綱」において、今後5年間で10億円以上の経常経費の削減を掲げている。

(2) 望ましい学校規模及び学校配置を踏まえた検討結果

望ましい学校規模及び学校配置を踏まえた検討の結果、生駒市学校教育のあり方検討委員会の答申では、生駒南第二小学校については、生駒南小学校との「学校再編（統合）」が有効は手法の一つとして示された。

(3) 望ましい学校規模を確保するための具体的な方策（小規模校への方策）

- ・隣接する学校との「学校再編（統合）」が有効であると考え、あくまでも子どもたちに対してより良い教育環境を整備していくために、学校再編に併せた小中一貫教育の推進等、子どもたちの豊かな成長につながるような具体策を講じる。
- ・望ましい学校規模を大きく下回り、将来的にも児童生徒数の減少が予想される学校については、地域と十分協議の上、必要な対応を講じる。
- ・学校再編により、学校区が変更になる時には、小学校と中学校の校区の整合性を図るよう配慮する。

(4) 魅力的な学校づくりの推進

学校再編を実施する場合には、小中一貫教育のメリットの具体化やコミュニティ・スクールの推進、学校施設の整備・充実などに取り組み、魅力的な学校づくりを進めていく。

(5) 小規模校を存続される場合の具体的な方策

再編によるデメリットが大きく、小規模校を存続させることを選択せざるを得ない場合は、小規模校を最大限生かした教育活動や教育活動への地域人材の効果的な参画を促進し、社会性を育む機会の確保など、小規模校として考えられるメリットの最大化とデメリットの最小化に向けて、第2次生駒市教育大綱の基本方針に基づくモデル的な教育を充実するとともに、学校を核としたコミュニティやまちの活性化につながる学校のあり方の具体化等を進める。

3 地域協議会からの意見書

望ましい規模確保の取組が必要とされ、学校再編の対象となる生駒南第二小学校と生駒南小学校でそれぞれ設置した地域協議会からは、主に以下の内容の意見書が提出された。

(1) 生駒南第二小学校

① 生駒南小学校との再編について

生駒南小学校との再編は、地域協議会の総意として反対である。理由は以下のとおり。

ア 生駒南第二小学校の特徴である小規模校のメリットを活かした学校運営がなされている。

イ 地域と学校が共に子どもを育てる土壌があり、地域が既に学校運営に深くかかわっ

ている。

ウ 学校再編がまちづくりの大きな影響を及ぼし、地域の衰退につながる。

エ 再編が実施される場合の児童の通学の安全確保の課題において懸念がある。

② 生駒南第二小学校を存続させるための具体的な方策について

生駒南第二小学校において、基本的な考え方で示された小規模校を存続させる場合の具体的な方策として、様々な取組が参加者より提案され、主な取組例が以下のとおり示された。

<例1> I C T の活用、コミュニティ・スクールのさらなる発展による魅力ある学校づくり

<例2> 保護者や地域の主体的な取組と学校の連携による子どもたちの健やかな育ちの推進

<例3> 学校施設を活用した子どもたちの居場所づくり

(2) 生駒南小学校

① 生駒南第二小学校との再編について

大きな課題は見受けられないものの、生駒南第二小学校区の地域協議会からの意見をできる限り尊重していただきたい。

② 附帯意見

- ・生駒南小学校及び生駒南中学校の学校施設の老朽化対策に取り組んでいただきたい。
- ・部活動にも影響が出ている生駒南中学校の校区の見直し等による規模適正化に向けた検討を早急に進めていただきたい。

II 再編に係る今後の方向性について

市教育委員会においては、令和2年2月に生駒市学校教育のあり方検討委員会において、規模の適正化を図るべき学校が具体的に示されたことを受け、本答申を尊重し、小規模校の児童の教育の充実のためには学校再編が有力な選択肢であるとの立場をとっていた。

一方、再編の対象となっていた生駒南第二小学校区においては市内でも特に地域活動が活発で、学校と地域の連携も進んでいたことから、小規模校であることを最大限生かして、メリットの最大化とデメリットの最小化が図られるのであれば、小規模校として維持していくことが可能であるとの判断のもと、「生駒市立小・中学校のあり方に関する基本的な考え方」においても、小規模校を存続する場合の具体的な方策の取組例を列挙した。

実際に、生駒南第二小学校区における地域協議会では、早い段階から再編に反対という明確な意思表示がなされた上で、学校を存続した場合に、市、学校、PTA、地域関係者等が協働して学校運営をさらに深化させ、また、学校を地域の活性化の拠点として活用していくとする姿勢が見られる。

また、学校側からも地域と協働して、文部科学省が提唱している「令和の日本型教育」の理念を具体化する提案が多く出された。例えば、不登校や学びに困難を抱える児童への一層の支援体制・プログラムの整備、ICTを活用した先進的な学びの場・機会づくり、地域との連携によるキャリア教育や実学の場づくり、主体性を育む具体的なプログラムの整備と実施など、市全体はもちろん、全国的にモデルとなりうるさまざまなプログラムが検討されている。

以上を踏まえ、市教育委員会としては、今まで以上に、市、学校と地域・保護者が協働し、学校運営や子供たちの教育プログラムを充実し、地域活性化にもつなげていくことを共通認識としたうえで、生駒南第二小学校の存続を決定することとする。

今後、小規模校のメリットがデメリットを上回り続けるには、地域協議会で提案のあった取組をはじめ、地域・保護者が深く関わった学校に対する取組を継続していく必要がある。そのために、生駒南第二小学校の学校運営協議会及び地域学校協働本部（コミュニティ協議会）等において、意見書で提案された取組の実現に向けた協議・運営を進めていき、市教育委員会としても、教育委員会事務局職員が協議会にオブザーバー参加し、積極的に協働していく。

もっとも、上記のような取組が進んでいった場合においても、小規模化が進み続ける場合、デメリットがメリットを超えて、子どもたちの教育にとって適切でないと判断せざるを得ない。

「少人数教育の良さもある」との声もあるが、市が第2次生駒市教育大綱においても示しているように、「子どもたちが主体的に学んでいく」、「社会を生き抜くためのコミュニケーション能力を培っていく」ためには、その土台となる学級において、一定の集団規模が必要と考える。

とりわけ、クラブ活動をはじめ、運動会や音楽会等の学校行事等、集団活動やグループ活動における制約により、市が目指す教育目標の実現が困難になることも考えられる。

上記の理由及び文部科学省中央教育審議会の「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集(※)」も鑑み、1年生の入学時に学年あたりの児童数が20人以下になることが2年続いた時は、学校・地域の実情を踏まえつつ、再編も含めた対応を進めていくこととする。

※望ましい学級規模については、文部科学省中央教育審議会においても議論されており、「今後の学級編制及び教職員定数の在り方に関する国民からの意見募集」（平成22年6月）において、小中学校の望ましい学級規模として、

- ・小中学校の教員の声として、25人～30人が74%、21～25人が6%、20人以下が9%
- ・保護者の声として、25人～30人が48%、21～25人が21%、20人以下が10%。

という集計結果が出されている。

なお、生駒南小学校については、生駒南中学校も含めた学校施設の老朽化対策、生駒南中学校の規模適正化（校区の見直しを含む）について、今後改めて検討していくこととする。

III 今後の具体的な取組について

- 地域協議会で提案があった事項をはじめ、生駒南第二小学校のソフト・ハード両面における、先進的で効果的な施策を検討し、速やかに実施していく。
- 生駒南第二小学校という場を活かした地域の活性化について、地域学校協働本部や学校運営協議会等において関係者で検討、実施していく。
- 関係者で構成される新たな協議体の立ち上げも含め、生駒南小学校、生駒南中学校の改修の在り方と、生駒南中学校の規模の適正化、及び市内全体の校区を検討していく。